

受入れ見込数の再設定の必要性

受入れ見込数の再設定の必要性

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受けて、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
- 現在の受入れ見込数は、令和元年度からの5年間の数値であり、その期限が今年度（令和5年度）末に到来する。
- そこで、本年度中に、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定する必要がある（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

次期受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

受入れ見込数の現状及び次期受入れ見込数

(人)

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食物品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の 受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
現行の 受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から 5年間の受入れ見 込数(※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直しを行った後の数値。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。